資料２

公園のトイレについて

はじめに
１．公園のトイレの特性・課題等
２．公園のトイレに関する公園緑地協会の取組み
３．地方自治体・公園管理者の取組み

一般社団法人 日本公園緑地協会
Parks & Open Space Association of Japan

はじめに

【公園の分類】

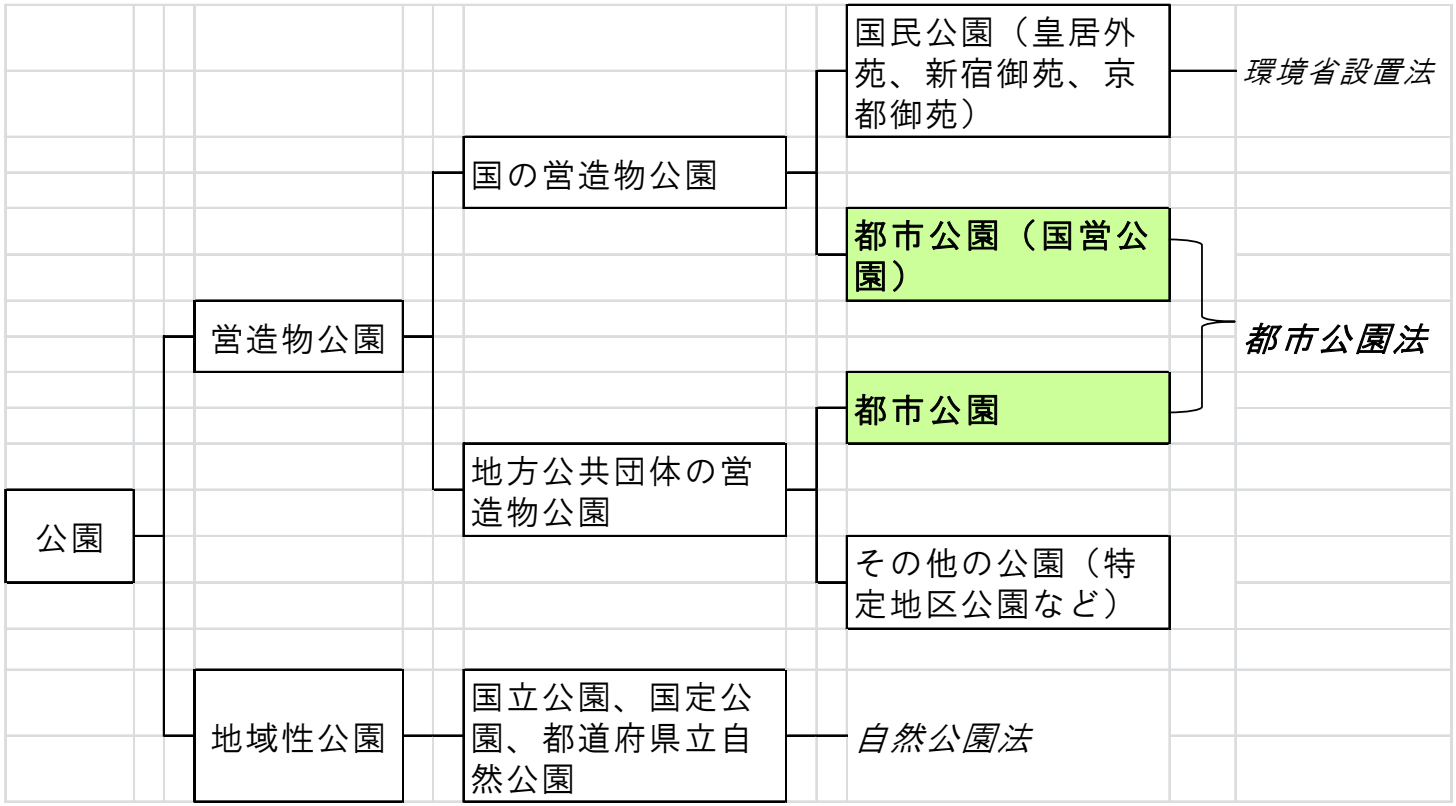

※営造物公園：国又は地方公共団体が一定区域内の土地の権原を取得し、目的に応じた公園の形態を創り出して一般に公開する営造物。

※都市公園：都市公園法第２条に基づく①又は②に該当する公園又は緑地。

①都市計画施設である公園又は緑地で、国又は地方公共団体が設置するもの。この場合都市計画区域の内外を問わない。

②都市計画法による都市計画区域内において、地方公共団体が設置する公園又は緑地。この場合都市計画決定の有無に関わらず、また、都市計画事業により施行したものに限らない。

平成24年度 公園緑地マニュアル（一社）日本公園緑地協会

【都市公園等の種類】

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で１箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で１箇所当たり面積２haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で１箇所当たり面積４haを標準として配置する。
	特定地区公園	都市計画区域外の一定の町村における農山漁村の生活環境の改善を目的とする特定地区公園（カントリーパーク）は、面積４ha以上を標準として配置する。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ１箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ１箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに１箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置する。
国営公園		一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、１箇所当たり面積おおむね 300ha以上として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、墓園等の特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、１箇所当たり面積 0.1ha以上を標準として配置する。 但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

注）近隣住区＝幹線街路等に囲まれたおおむね１km四方（面積100ha）の居住単位

【標準的な都市公園の配置】

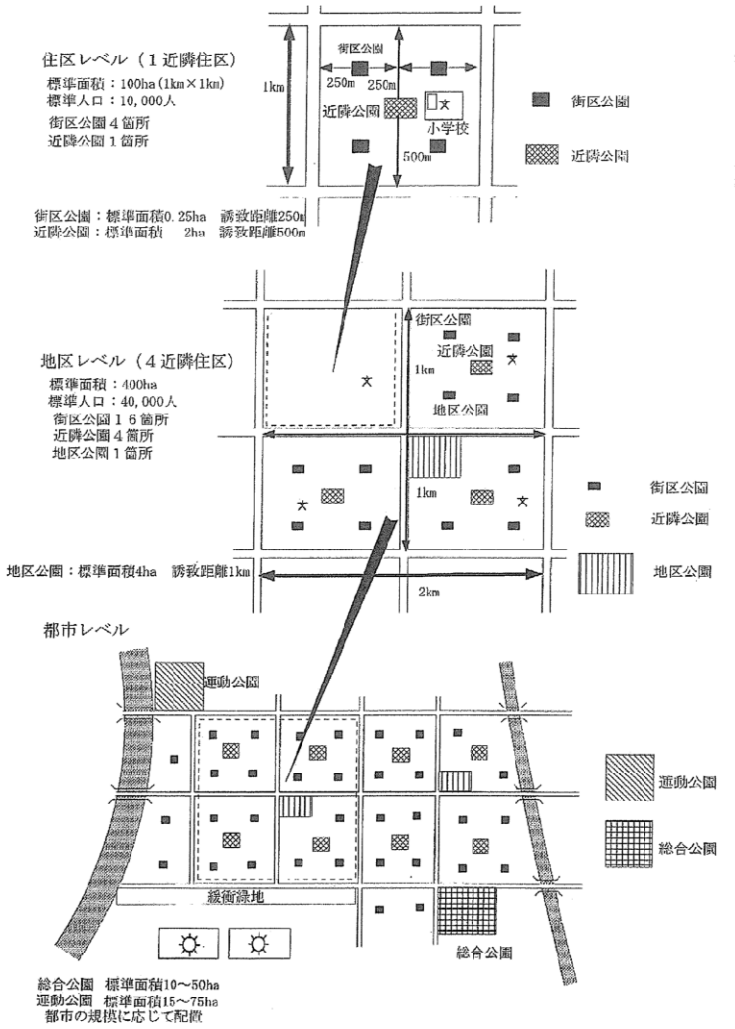

- **平成25年3月31日現在　約10万箇所、約12万ha、10㎡／人**

平成26年度 公園緑地関係資料集　（一社）日本公園緑地協会　より

１．公園のトイレの特性・課題等

【利用者・利用形態】

- 公園に訪れる全ての人を対象。
- 健康づくり・介護予防等、障害者、高齢者の利用も多い。
- 子どもの遊びに付き添う妊婦、乳幼児連れなども多い。
- 災害時における「トイレ難民」への対応も考慮する必要がある。

【設置場所】

- イベントが開かれる広場、遊具や運動施設が設置されている広場等、主要な公園施設に接してトイレを設置。
- 近隣住民への配慮もあり、人目の多い道路や敷地境界線に面して設置していないトイレも多い。

【維持管理体制】

- 管理者が常駐していない公園が多く、必ずしもトイレの監視が行き届いているわけではない。
- 地域の参加・協力体制が整い、地域コミュニティの拠点として日々利用され、地域に見守られている公園であることが大切。

２．公園のトイレに関する公園緑地協会の取組み

■「都市公園技術標準（案）便益施設編（便所工）／身障者を考慮した公園施設編」昭和56年10月建設省通達

- 計画、設計の技術的指針

■「都市公園技術標準解説書 便益施設編（便所工）／身障者を考慮した公園施設編」昭和58年11月 建設省都市局公園緑地課 監修 （社）日本公園緑地協会 編集・発行

- 「都市公園技術標準（案）」昭和56年10月建設省通達の解説書
- 参考として都立公園の実態調査に基づく公園種別のトイレの必要箇所数を掲載。⇒児童公園（現 街区公園）最低1棟、地区公園0.5棟／ha、総合公園0.2～0.8棟／ha

■「都市公園におけるゆったりトイレの指針」平成8年5月 建設省都市局公園緑地課 監修 （社）日本公園緑地協会編集 大蔵省印刷局 発行

- 「都市公園技術標準（案）便益施設編（便所工）」が策定され10年以上が経過。
- 加えて建設省において平成7年度より「ゆったりトイレ緊急整備事業」が創設され、高齢者・障害者、乳幼児連れの女性等を含む全ての人に使いやすいトイレの緊急的整備を推進していくこととなったのを向け、「ゆったりトイレ」のソフト・ハード両面にわたる技術的な手引書として発行。

■「みんなのための公園づくり-ユニバーサルデザイン手法による設計指針-」平成11年7月建設省都市局公園緑地課 監修 (社)日本公園緑地協会 編集・発行

- 「都市公園技術解説書　身障者を考慮した公園施設編」に加え、「みんな」に視点を置き、大幅に加筆し、望ましい公園施設の計画・設計手法をとりまとめた。
- この中で、障害者等の優先利用を前提に「みんなのトイレ」としてハード面、ソフト面の検討項目を提示。

■「都市公園技術標準解説書」平成16年6月 全編の集大成解説版に改訂。

- バリアフリーの反映。

■「ユニバーサルデザインによる『みんなのための公園づくり』都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの解説」平成20年2月国土交通省都市・地域整備局公園緑地課 監修 (社)日本公園緑地協会 編集・発行

- 平成11年7月発行「みんなのための公園づくり―ユニバーサルデザイン手法による設計指針―」を法的拘束力を持つバリアフリー新法（H18）施行に伴い大幅改訂。
- 男女共用の多機能便房を設置の上、簡易型多機能便房を男女別に設置すること等を配慮事項として提示。

■「都市公園技術標準解説書（平成22年度版）」平成22年6月 バリアフリー新法施行に伴い改訂

■「都市公園技術標準解説書（平成25年度版）」平成25年6月 防災対策等各種施策や規程改定等に伴い改訂

【参考】

■「安全・安心まちづくり推進要綱」の改正について　公園の整備・管理に係る防犯上の留意事項　平成26年8月28日警察庁通達

（１）「人の目」の確保（監視性の確保）

①照度

イ）夜間においての人の行動を視認できるよう、光害にも注意しつつ　防犯灯等　により必要な照度を確保すること。

ロ）照明が樹木に覆われたり汚損したりすること等により予定した照度を維持できなくなる恐れがあるので、適宜点検すること。

②見通し

イ）公園の周囲における植栽について、計画の段階より、通行人や周辺住民からの見通しに配慮して、配置や樹種の選定にあたる。

ロ）公園の内部においても、植栽、遊具等により見通しの悪い空間ができないように配慮する。特に、公衆便所は危険が大きい場所になりがちであるので、周辺の道路、住宅等からの見通しを確保すること。

ハ）公衆便所については、建物の入口付近及び内部において人の顔及び行動を明確に認識できる程度以上の照度を確保すること。

指針・ガイドラインの要点

【計画・設計】

＜基本的考え方＞

- **だれでも、自由に、使いやすい施設となるよう留意する。中でも高齢者、障害者等の円滑な移動等をふまえ、特定公園施設(※1)となる便所については、「都市公園移動等円滑化基準」及び同整備ガイドラインに則る。(特定公園施設以外の便所についても準拠が望ましい)**

＜都市公園移動等円滑化基準・ガイドライン＞

- **便所全般の基準として滑りにくく段差のない床面、高齢者、障害者等にも使いやすい男子用小便器・手すりの設置。**
- **公園内に1箇所以上の便所に多機能便房(※2)を設置。（街区公園等小規模な公園で設置が困難な場合、簡易型多機能便房(※3)の設置に代えられる。）**
- **多機能便房が設けられていることを表示する標識の設置。**

※1「特定公園施設」通称バリアフリー法第2条第3号に掲げる公園施設
（便所の他に屋根付広場、駐車場、管理事務所等）
※2「多機能便房」車椅子使用者等が円滑に利用できる機能のほか、オストメイト対応や乳幼児連れ対応機能等、必要に応じて多様な機能を付加した便房
※3「簡易型多機能便房」多機能便房よりも少ないスペースで、車椅子使用者が便器に移乗でき、一人で用を足せる機能を持つ便房

【管理・運営】

＜基本的考え方＞

- トイレの安全・清潔・快適性は管理者の努力のみならず、公園利用者、周辺の居住者の多数の目がトイレに注がれていることによって不正行為を未然に防止し、保たれていることが少なくない。利用者・地域との協力体制をつくりあげることが大切。

＜管理内容＞

- 日々の汚れを固着しないよう一日一回の日常清掃が望まれる。
- 日常では対応しきれないトラップの清掃、手洗い場の水垢落とし等、月一回程度の定期清掃が必要　等

＜多機能便房＞

- いたずら等に使用されないために、使用時以外は常時扉を開けておくことが望ましい。
- 防犯上・管理上の理由からやむを得ず常時施錠が必要な場合には、インターフォン等を設置し、公園管理者が速やかに解錠できるものとすることが望ましい。
- 少しでもいたずらされにくくするためには、障害者専用ではなく「多目的な便房」として、みんなが利用できるようにしていく必要がある。

【改修例：小平市　小平中央公園（運動公園）】

- 設計（一社）日本公園緑地協会
- 平成24年3月竣工
- ３箇所あるトイレすべてに多機能便房（だれでもトイレ※）を設置

身障者用便房

改修前

多機能便房はだれもが使えるトイレとして表示

改修後

多機能便房はユニバーサルベット、オストメイト、ベビーキープ等設置

男性用トイレには手すり、ベビーキープが設置、女性用トイレにはベビーベッド、子ども用小便器も設置

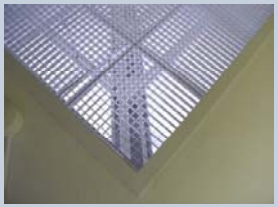

男子、女子、多目的トイレの中央天井は明かりを取り入れる窓を設置

※「だれでもトイレ」東京都福祉のまちづくり条例で定める多目的便房の呼称
　自治体により「みんなのトイレ(神奈川県)」、「多目的トイレ」などの用語を使用

３．地方自治体・公園管理者の取組み

【東京都武蔵野市　本田東公園　他】

- 一日２回（朝夕）の清掃でいつでも清潔で美しいトイレを維持。
- 災害時における防災トイレを整備。

本田東公園における清掃風景

本田東公園の防災トイレ

【武蔵野市　市民の森公園】

- ボランティア活動施設と一体にトイレを整備。
- ボランティア活動施設利用者など日常的に地域の人の目が注がれ、いたずらなどの不正行為を未然に防止する効果が期待される。

市民の森公園　ボランティア活動施設と一体となったトイレ（トイレの入り口はオープンとなっており公園利用者が自由に利用できる。）

【（公財）東京都公園協会の取組み】

- 清掃情報を公開し、利用者からの意見を取得するため連絡先を表示。
- 花や写真を飾り、親しみやすい雰囲気づくりを行っている。

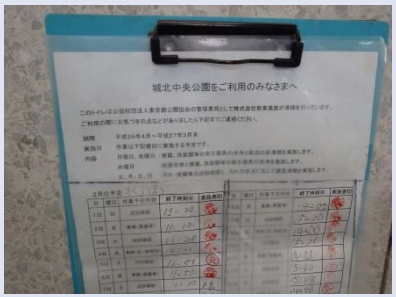

城北中央公園　トイレ清掃チェック版の設置

善福寺公園　花の一輪挿しと写真パネルの設置

【東京都　都立上野恩賜公園　】

非常呼出し表示ランプが取り付けられている。

男子トイレにもベビーチェアを設置。

多機能便房「だれでもトイレ」子供用便器、ベビーチェア、おむつ交換シート、オストメイトも完備。

【東京都　都立武蔵野中央公園】

女子便所だけでなく、男子便所にもベビーチェア、子ども用手洗い等完備

子ども用便器、ベビーベッド、オストメイトの水洗器具等が完備した多機能便房（だれでもトイレ）。入り口にはJIS規格のピクトグラムを使いだれでもが自由に使えることを表示。また、非常時呼び出しボタン・回転灯の設置と緊急時連絡先を明記した説明版を設置。

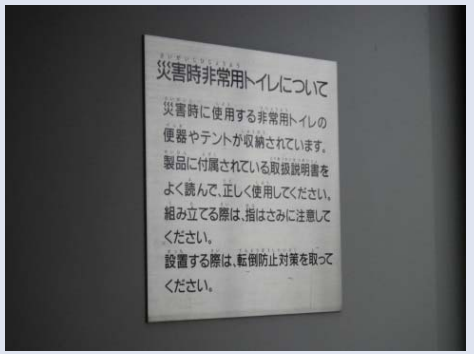

災害時非常用マンホールトイレを併設。マンホールトイレの器具・備品は男子トイレに常設。

【わかり易い案内表示】

東京都練馬区豊玉公園
園路から視認しやすいように目隠し壁の側面を塗装し、各トイレの位置を表示

横浜市動物の森公園
JIS規格のピクトグラムを使い「みんなのトイレ」をわかり易く表示

大阪府大泉緑地
出入り口に便所の構造、配置を示す点字付き触知図を設置

横浜市動物の森公園
わかり易い幼児連れ用の便房の表示

札幌市創成川公園
施設内容がわかり易い案内板

【親子連れに配慮した施設の整備】

浦安市高洲公園
子ども用便器を併設した多機能便房

浦安市日の出おひさま公園
幼児用便座が供えられた多機能便房

東京都木場公園
ベビーベッドの設置

国営昭和記念公園
男性用トイレにベビーチェアを設置

横浜市動物の森公園
男性用トイレに可動式ベビーベッド、紙おむつ用くず入れを設置

【全ての人に配慮した施設】

浦安市日の出おひさま公園
オストメイトの水洗器具（温水式）を設置した多機能便房

武蔵野市本田東公園
介助用ベッドを設置

大阪府りんくう公園
子ども用の低い手洗いと手すり付の手洗い場を整備